

特許ニュース

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ月61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。令和3年
(2021年) 4月7日(水)

No. 15388 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆著作権に関する契約の破産法上の効力(下) (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) (7)

著作権に関する契約の破産法上の効力 (下)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

5 ライセンス契約の破産法上の効力

(1) ライセンサーの破産の場合

ライセンサーに対して破産手続が開始された場合、従来は、ライセンス契約は双方未履行の双務契約として、破産管財人に履行・解除の選択権が認められ、仮に破産管財人が解除を選択した場合にはライセンス契約に基づく権利は覆滅した。また破産管財人が履行を選択した場合にも、ライセ

ンス契約の対象となっている著作権を第三者に譲渡した場合、ライセンサーは自己の権利を当該第三者に対して対抗することができず、その結果当該第三者から要求されればライセンス契約に基づく利用行為を継続することはできなかった。そして、これを回避するために当該第三者と改めてライセンス契約を締結しようとすれば、従前よりも不利益な条件への変更を受諾せざるを得ない可能



特許業務法人
三枝国際特許事務所

代表社員長 弁理士 林 雅仁* 社員相談役 弁理士 三枝 英二*
社員副所長 弁理士 斎藤 健治。 社員副所長 弁理士 中野 陸子*
社員副所長 弁理士 岩井 智子。 社員副所長 弁理士 菱田 高弘*

化学・バイオ部

藤田 雅史。 難波 泰明 松野 陽介 鈴木 由充
森嶋 正樹 河合 永文* 西橋 肇 新田 研太
淀谷 幸平* 八木 祥次 安藤 有貴 木村 豊
北野 善基* 乗垣 善行 洗 理恵* 鶴 寛 植田 慎吾
東野 匠容* 岩澤 朋之* 野村 千澄 奥山 美保*
兼本 伸昭* 内藤 勝志

機械・電気部

松本 康伸* 志賀 未知子。
田上 英二。 羽鳥 慎也。
小川 椎加美* 内田 知美
中村 剛* 吉川 麻美。

SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル
TEL : 06-6203-0941(代) FAX : 06-6222-1068 e-mail : mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL : 03-5511-2855 FAX : 03-5511-2857 e-mail : tokyo@saegusa-pat.co.jp

◆弁理士募集中
(化学・バイオ部門)◆

詳細は下記HPよりご覧下さい



◎東京オフィス
*特定侵害訴訟代理可能 <https://www.saegusa-pat.co.jp>

性もあり、そのために破産管財人から著作権の譲渡を受けることを選択せざるを得ないという事態も想定された。

このように、ライセンス契約におけるライセンサーの地位が極めて不安定なものであるとの指摘から、令和2年著作権法改正により当然対抗制度(著作権法63条の2)が導入された。これによりライセンサーの権利(利用権(同法63条3項))は破産管財人にも当然に対抗できるものとなり、その結果ライセンス契約について双方未履行の双務契約に関する履行・解除の選択権も認められないこととなった(破産法56条1項)¹。

よって、ライセンサーとしては、ライセンサーに対して破産手続が開始されたとしても従前どおりライセンス契約が継続するものとして対応すればよく、特に影響を受けることはない。

ただし、破産管財人が著作権を第三者に譲渡した場合、ライセンサーは自己の権利を譲り受けたとしても対抗することができるものの、ライセンス契約自体が当然に承継されるわけではないと考えられている²。ライセンス契約においては、クレジット表記、いかなる改変が許容されるのかなどの同一性保持権、氏名表示権といった一身専属権である著作者人格権に関する条項も含まれていることが多いからすれば、むしろ原則的に契約関係は承継されないと考えるべきであろう。

とすると、破産管財人から著作権の譲渡を受けた側としては、ライセンサーから利用権を対抗されること自体は法律上やむを得ないとしても、ライセンス契約関係が承継されない限り、ライセンサーに対してロイヤリティを請求することはできない。ライセンサーとしてはライセンス契約上のライセンサーは契約当事者である破産者であるから、引き続き破産者(又は破産管財人)に対して支払うということにならざるを得ない。ライセンス契約が対抗されるという負担を伴い、しかもロイヤリティの支払いを直接受けることもできないという状態では著作権の譲り受けを見つけることは容易ではないと考えられる。その結果、破産管財人としては双方未履行の双務契約として解除することも、著作権を処分することもできないという事態になってしまう。

これを避けるためには、破産管財人としては、ライセンサーの同意を得てライセンス契約関係と共に著作権を譲渡するか、ライセンサーに対して著作権を譲渡するしかないと考えられる。

(2) ライセンサーの破産の場合① ライセンス契約について

ライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合は、破産管財人が双方未履行の双務契約として履行・解除の選択権を有していることから、破産管財人において解除権を行使することになる。

実務上はライセンサーの財政状態が悪化した場合、特に自己又は第三者が破産手続の申し立てをした事実を契約の解除事由とされている場合が多く、破産申し立ての事実を察知した時点でライセンサーがライセンス契約を解除することも多いと考えられる。しかし、かかる条項については破産管財人に履行・解除の選択権を与えた法の趣旨に反し、ライセンサーに一方的に有利な地位を与え、またライセンサーに不当に不利益を課するものであり無効とするのが通説的見解である³。判例上も、会社更生法に関するものではあるが、買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約について「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつゝ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的(会社更生法1条参照)を害するものであるから、その効力を肯認しないものといわなければならない」としたものがある⁴。また、建物の賃借人が差押を受け、又は破産宣告の申立を受けたときは、賃貸人は直ちに賃貸借契約を解除することができる旨の特約について、借家法1条の2の趣旨に反して、これを無効としたものもある⁵。したがって、かかる規定はそれ自体が、あるいは少なくともかかる規定に基づく解除権の行使が無効ということになると考えられる。

その結果、ライセンス契約の効力についてはライセンサーの破産管財人が履行・解除の選択権に基づきいずれを選択するかに委ねられることになる。もっとも、破産手続においては履行を選択したとしてもライセンス契約に基づく利用権を譲渡

して換価することが必要となるが、利用権を譲渡するにはライセンサーの同意が必要とされている(著作権法63条3項)。ライセンサーとしては従前のライセンス契約と同様の条件が継続することを希望することが多いであろうから、結局ライセンス契約におけるライセンサーの地位と併せて譲渡する場合に同意をするということになると考えられる。

したがって破産管財人としては、

- ① ライセンス契約について解除を選択し、終了させる。
 - ② ライセンス契約について履行を選択した上で、ライセンサーとしての権利を(ライセンス契約におけるライセンサーとしての地位と共に)第三者に譲渡する
- のいずれかの対応をとることになる。

(3) ライセンサーの破産の場合② サブライセンス契約について

破産したライセンサーがサブライセンス契約を結んでいた場合には、サブライセンス契約の効力も問題となる。

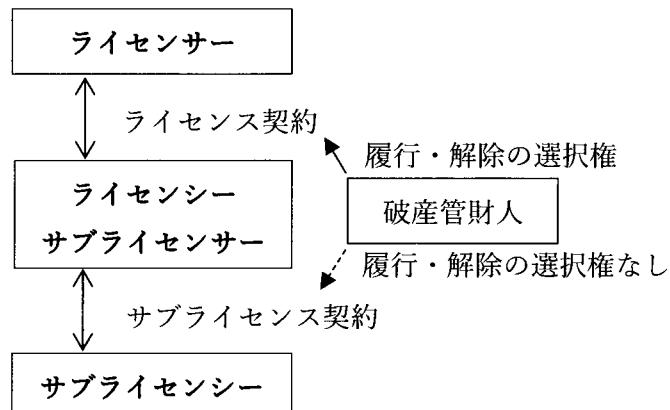
ライセンス契約と同様サブライセンス契約も双方未履行の双務契約ということにはなるが、サブライセンサーの権利についても当然対抗制度の適用があると考えられている⁶。ライセンサーが当然対抗制度の適用を受けるのにサブライセンサーが適用を受けないとすると、著作権の譲受人等からサブライセンサーが著作権の権利行使を受けた場合、サブライセンサーがライセンサーに対して

損害賠償請求等を行うことが可能となってしまうが、それではライセンサーの権利を保護しようとした当然対抗制度の趣旨は没却されてしまうので、それが相当と考えられる。このようにサブライセンサーの権利に当然対抗制度の適用があるとすると、ライセンサーに対して破産手続が開始された場合のライセンサーの権利について上述したのと同様、ライセンサー(サブライセンサー)に対して破産手続が開始された場合、破産法56条1項により破産管財人はサブライセンス契約について双方未履行の双務契約として履行・解除の選択権は有しないということになる。

その結果、ライセンサー(サブライセンサー)の破産管財人はライセンス契約については履行・解除の選択権を有しているわけだが、サブライセンス契約についてはその選択権を有しないという状況になる(【図2】参照)。そして、サブライセンス契約については、ライセンス契約においてライセンサーに対して破産手続が開始された場合について上述したのと同様の理由により、

- ① ライセンサー及びサブライセンサーの同意を得てライセンス契約・サブライセンス契約関係を第三者に承継させる。
 - ② ライセンス契約を解除し、ライセンサーとサブライセンサーに直接ライセンス契約を締結させた上でライセンス契約を選択権に基づいて解除し、サブライセンス契約はサブライセンサーとの間で合意解除する
- のいずれかの対応をとることになる。

図2 ライセンサー(サブライセンサー)破産時の契約関係



6 製作委員会契約の破産法における効力

(1) 製作委員会契約の概要

製作委員会とは、日本における映画の著作物などについて、製作資金の出資者により組成される共同事業体である。製作委員会という名称自体は実務上のもので、法律上は民法上の組合（民法667条以下）と位置づけられている。製作委員会は映画の著作物について製作資金を出資することにより映画製作者すなわち「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（著作権法2条1項10号）として、著作権が原始的に帰属することになる（同法29条1項）。

民法上の組合である製作委員会に帰属する著作権は総組合員の共有に属する（民法668条）。実務上も製作委員会契約では出資額に応じた割合で著作権を共有する旨の条項が設けられているのが一般である。

民法上の組合では組合の業務は組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行することとされているが（民法671条1項）、共有に属する著作権の行使については共有者全員の合意によらなければ行使することができないとされている（著作権法65条2項）。ただ、これでは著作物の円滑な利用には妨げとなることから、共有にかかる著作権を代表して行使する者を定めることができるとされている（同法65条4項、64条3項）。実務上も上映、放送、配信、ビデオグラム化等の利用態様に応じて各構成員を窓口と定め、当該構成員を介して利用許諾を行っている（これを「窓口権」と称している）。後述するが、この窓口権を著作権法上の利用権（同法63条3項、1項）と評価できるかは今後実務上問題となり得るところである。

(2) 破産法との関係が問題となる製作委員会契約の規定

製作委員会の構成員が破産した場合について、実務上取り扱いが問題となる可能性があるのは以下のようない条項である。いずれも実務上は製作委員会契約において必ず設けられているものである。

ア 破産した構成員の脱退に関する規定

民法では組合契約の組合員が破産手続開始の決定を受けた場合、当該組合員は脱退するもの

とされている（民法679条2号）。実務上は製作委員会契約において破産手続の申立をしたことを除名事由として定め、当該事由に該当した構成員をその他の構成員の合意により除名させることができると定められている。

イ 脱退した構成員の持分の払戻しに関する規定

民法では脱退した組合員は、脱退の時における組合財産の状況にしたがってしなければならず（民法681条1項）、その払戻しは金銭で行うことができるとされている（同条2項）。しかし、実務上は上記アで述べた規定により除名された構成員については、出資金の払戻請求権その他の権利は消滅する等の規定により、払戻しは受けられないものと定めている例が大半である。

ウ 著作権の共有持分に関する規定

民法上は上記イの規定により、金銭により払戻しをすることで著作権は他の組合員に帰属することになると考えられる。破産法では、財産の共有の場合において共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割を請求することができるとされているが（破産法52条1項）、著作権について分割は考え難く、このような場合、他の共有者は相当の償金を支払って破産者の持分を取得することができると定められている（同条2項）。しかし、実務上は除名された構成員が有する著作権の共有持分については、他の構成員に対して、各構成員の持ち分比率に応じて無償で譲渡されると定めている例が大半である。

以下ではこれらの各規定の破産法上の効力について検討する。

(3) 破産した構成員の脱退に関する規定の効力

上述のように、製作委員会契約では破産手続の申立をしたことを除名事由とした上で、当該事由に該当した構成員をその他の構成員の合意により除名せることができる定めているので、当該規定に基づいて除名すなわち組合契約を解除した場合には、これにより組合契約は終了することとなる。また、かかる意思表示がなされなかったとしても、構成員が破産手続開始の決定を受けた段階で当該組合員は民法の規定により脱退すること

になる(民法679条2号)。

組合契約も継続的契約関係であるという意味では破産法56条1項に基づき破産管財人に双方未履行の双務契約として履行・解除の選択権が認められるという解釈、そしてこのように履行・解除の選択権が認められる以上、その趣旨を没却することになる破産手続の申し立てを理由とする契約解除も無効であるとの解釈もあり得るところではある。しかし、民法の規定に基づき破産手続開始の決定により破産した組合員が脱退すると定められている以上、仮に解除の意思表示を無効としたとしても、組合契約は破産手続開始の決定により当該組合員との関係では終了する。したがって破産管財人に履行・解除の選択権も認める余地はないと言わざるを得ない。このように考えると、破産手続の申立てを理由とする契約解除を無効とする理由もないであろう。

以上より、破産手続の申立て時に除名すなわち組合契約の解除の意思表示がなさればその時点で、それがなされなくとも破産手続開始の決定がなされた時点で当該組合員との関係で組合契約は終了すると考えられる。

(4) 脱退した構成員の持分の払戻しに関する規定の効力

上述のとおり、民法では脱退した組合員は、脱退の時における組合財産の状況にしたがってしなければならず(民法681条1項)、その払戻しは金銭で行うことができるとされている(同条2項)。この払戻を受ける権利に関する民法の規定は、脱退の理由を問わないのであるから、契約の規定に基づき、破産手続の申立てがあったことを理由とする組合契約の解除の意思表示により構成員が脱退した場合も、脱退した組合員には払戻しを受ける権利があるはずである。

しかし、上述のように契約上は破産手続の申立てがあったことを理由とする契約解除の意思表示により脱退した構成員は払戻しを受けられないものと定めている例が大半である⁷。

かかる規定は、脱退した構成員が本来有している払戻を受ける権利を放棄したもの、あるいは払戻しを受ける権利を無償で他の構成員に譲渡した

ものということになる。契約条項としては、破産手続の申立てを理由とする契約解除の意思表示がなされることを停止条件としてかかる意思表示をしたという評価になると考えられる。

破産者である構成員によるかかる意思表示は、放棄の意思表示とすれば偏頗行為(破産法162条1項)として、無償譲渡の意思表示とすれば詐害行為(同法160条1項2号、3項)として、いずれも否認権の対象となるであろう。よって、破産管財人から払戻しの要求があった場合にこれらの規定に基づいて拒否することはできないものと考えられる。

(5) 著作権の共有持分に関する規定の効力

上述のとおり破産法では著作権の共有の場合において共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、他の共有者は相当の償金を支払って破産者の持分を取得することができると定められている(破産法52条2項)。いわば持分についての払戻しに代えて償金を支払うということになる。上述のとおり実務上は製作委員会契約では除名された構成員が有する著作権の共有持分については、他の構成員に対して、各構成員の持分比率に応じて無償で譲渡する旨の規定を設けている例が多い。

かかる規定は破産法52条2項に反することに加え、破産者の財産である著作権の共有持分を無償で譲渡するという点で詐害行為(破産法160条1項2号、3項)に該当し、否認権の対象となることは明らかである。

したがって、かかる規定にかかわらず、製作委員会としては相当の償金を支払わない限り破産した構成員の著作権の共有持分を取得することはできないと解される。

(6) その他～窓口権に関する規定をめぐる問題

ア 窓口権に基づく利用行為の効力

上述のとおり、共有に係る著作権については共有者全員の合意によらなければ行使できないうが(著作権法65条2項)、製作委員会契約においては利用態様に対応した窓口権の権利者たる構成員が権利行使をする旨が定められており、

これが同項の定める共有者全員の「合意」と位置づけられる。

製作委員会の構成員が破産した場合、破産手続の申立の時点での契約解除の意思表示により、又は遅くとも破産手続開始の決定がなされた時点で民法の規定により当該構成員は脱退をすることになることは上述したとおりである。しかし、当該構成員の保有していた著作権の共有持分については、他の構成員が相当な償金を支払って取得するまでは引き続き当該構成員が権利者ということになり、当該持分は破産管財人の管理下に置かれることとなる。

この場合、窓口権の権利者による利用行為について、破産管財人から著作権法65条2項の合意をしていない旨の主張をすることが可能なのか⁸、換言すれば窓口権者たる構成員は、破産者による「合意」をもって破産管財人によるかかる主張を排斥することができるのか、さらにはいえばかかる「合意」をもって破産管財人に対抗することができるのかが問題となる。

窓口権の権利者たる地位は当然対抗制度が適用される「利用権」そのものではない。しかし、実質的には著作権の共有者間で相互に利用許諾をしているのと同様の状況であり、当然対抗制度の目的である利用権者の保護という要請は、窓口権者にも同様に妥当すると考えられる。その意味で、例えば当然対抗制度に関する著作権法63条の2の類推適用等の法理により窓口権者が合意をもって破産管財人に対抗できるという解釈の余地もあるであろう。しかし、他方で、破産手続開始決定の前に窓口権者が設定した利用権については、当然対抗制度により保護されるのであるから、破産管財人に「合意」をしていないとの主張を認める実益には乏しいであろうが、破産手続開始決定後に窓口権者が設定する利用権は、たとえ当該利用権について「合意」がないという破産管財人の主張を排斥することができたとしても、破産管財人が共有持分について管理権を取得し、それについて対抗要件も具備した後に設定されたものである以上、当然対抗制度によっても破産管財人に対抗することができないと考えられる。その意味で著作権法

63条の2の類推適用などという法理を用いて窓口権に対する合意を破産管財人対抗させる実益は乏しいと考えられる。

したがって、窓口権については破産管財人には対抗できないという解釈にならざるを得ない。実務上はかかる解釈を前提とした方が相当な償金を支払って破産した構成員の共有持分を他の構成員が取得するよう促すことにもなるという実益も認められるであろう。

イ 破産した構成員が窓口権に基づいて取得した使用料等の取り扱い

窓口権に基づいて第三者との間で利用許諾契約を締結した構成員が破産した場合、当該契約に基づいて取得するロイヤリティの取り扱いが問題となる。

当該ロイヤリティは本来的には組合財産であり、破産管財人が管理権を有する当該構成員固有の財産とは区別されるべきものである。したがって、例えば窓口権に基づいて第三者との間で利用許諾契約を締結した構成員が破産した場合、当該利用許諾契約において製作委員会の窓口権に基づく利用許諾であることが明示され、利用許諾の対価であるロイヤリティの入金先が製作委員会の財産のために新たに設けられた口座であるなど、当該構成員固有の財産とは明確に区別することができる場合には、当該財産については破産管財人の管理権が及ばないとすることが可能である。この場合は当該財産については「破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利」である取戻権（破産法62条）に基づいて他の構成員が取得することになる⁹。

しかし、実務上は窓口権に基づく契約である旨を明示していない契約も珍しくなく、また窓口権に基づく契約である旨を明示していたとしても、ロイヤリティの入金先口座を当該構成員の固有の財産である口座としている例が大半であり、窓口権に基づくロイヤリティのために新たに口座を設けることが行われていることは皆無といってよい¹⁰。

このような状態では破産した構成員が取得するロイヤリティについて取戻権を行使することは不可能である。ただし、当該構成員が取得し

たロイヤリティ相当額は財団債権である「不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権」(破産法148条1項5号)として、破産手続によらないで破産財団から隨時弁済をするよう請求することになる(同法2条7項)。

7 最後に

著作権に関する契約として譲渡契約、出版権設定契約、ライセンス契約及び製作委員会契約について、契約当事者に対し破産手続が開始された場合の効力について概観をした。実務上は既に具体化している問題であるが、冒頭で述べたように理論的に詰めた議論はあまりなされていない。しかし、当然対抗制度の影響、また特に製作委員会契約などについては、契約当事者が企図したとおりの効力が生じるとは考えられない条項も多いと考えられるなど、実務上の対応やそのための理論的な議論は急務と考えられる。

今後は破産法、そして本稿では述べなかったが他の倒産法制との関係でこれらの条項の効力を再検討する必要があり、本稿がその契機となれば幸いである。

¹ 当然対抗制度と破産法56条1項の関係については拙稿「著作権の譲渡契約及びライセンス契約と当然対抗制度(上)(下)」本誌15274号、15275号を参照されたい。

² 当然対抗制度導入について議論した平成30年10月29日付「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」においても、「利教許諾に係る権利の対抗に伴う権利の承継に関しては、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当でないものと考えられ、契約が承継されるか否かについては個々の事案に応じて判断がなされるのが望ましいと考えられる」と結論付けている(同報告書24頁)。

³ 竹下守夫編集代表「大コンメンタール破産法」235頁

(三木浩一)も、賃貸借契約について無効と解している。

⁴ 最判昭和57・3・30民集36巻3号484頁

⁵ 最判昭和43・11・21民集22巻12号2726頁

⁶ 上記注2の報告書においても「利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合には、サプライセンスによってサプライセンサーが得る権利については、対抗制度の適用を受けるものと考えられる」と結論付けられている(同報告書44頁)。

⁷ なお、これはあくまで契約解除の意思表示により脱退した場合であるから、契約解除の意思表示がなされず、上述のように破産手続開始の決定がなされたことを理由として民法の規定により脱退した場合には、払戻しを受ける権利が否定されることはないと考えるべきであろう。

⁸ 窓口権の権利者による利用行為に対する「合意」は製作委員会契約に基づくものであるが、破産した構成員が組合契約から脱退する以上、破産管財人としては製作委員会契約に基づく合意に拘束される理由はないので、かかる主張をすることも理論的には可能と考えられる。

⁹ 但し、実務上は上述のとおり破産した構成員の破産管財人は自己の持分に対する対価、著作権の共有持分についての償金を請求する権利があると考えられるので、取戻権は当該権利と相殺処理されることになると考えられる。

¹⁰ 製作委員会については、製作委員会組成時に組合員が出資する拠出金の送金先口座すら新たに設けることをせず、業務執行組合員固有の財産と混在させてしまっている例も多いが、このような状態で業務執行組合員が破産した場合などには、本来取戻権に基づいて取得することが可能であった組合財産の回復が困難になるという問題をはらんでいる。

—おわり—

[上]は4月6日付に掲載



特許庁人事異動

氏名

新

旧

新留素子 審査第三部審査官(上席・医療
(医薬品製剤))

審査第三部審査官(上席・有機化学
(複素環化合物))

(以上 令和3年3月24日付発令)

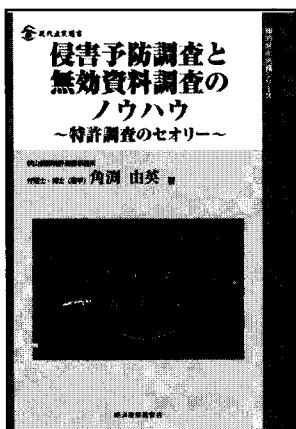
◆ 現代産業選書 知的財産実務シリーズ

侵害予防調査と 無効資料調査のノウハウ ～特許調査のセオリー～

弁理士・博士(理学) 角渕 由英 (著)

豊富な調査経験を有する著者が検索テクニック
に留まることなく特許調査のセオリーを詳説!

Amazon(発明・特許)
1位獲得



A5判 200頁
本体価格 2,200円+税
ISBN978-4-8065-3059-6

本書の著者は、弁理士になる前に、特許庁指定の登録調査機関で調査業務実施者（通称、「サーチャー」）として、審査請求がなされた特許出願についての先行技術調査を行っており、その後、弁理士になってからは、先行技術調査を行って発明の本質が明確となるようにして明細書を作成することは勿論、自ら行った無効資料調査に基づいて情報提供や異議申立を行い、侵害予防調査も行うようになりました。

本書は、出願権利化等の弁理士業務に加え、法的知見を活かして知財に関する調査も多く扱っている著者の豊富な経験を踏まえ、検索テクニック（戦術、タクティクス）に留まることなく、特許調査の基本となるセオリー（第1章）を中心とし、侵害予防調査（第2章）と無効資料調査（第3章）のノウハウ・考え方的に的を絞って解説しております。

戦術としての検索テクニックやデータベースの使い方を一通り身につけたが、調査スキルが伸び悩んでいる方や調査設計・調査戦略をどのように立案すればよいか悩んでいる方など特許調査に携わる全ての方々の必読書となっております。

主要目次

はじめに

第1章 特許調査のセオリー

第2章 侵害予防調査

第3章 無効資料調査

おわりに

●発行：一般財団法人 経済産業調査会

東京本部 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 TEL03(3535)4882 FAX03(3535)4884
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 TEL06(6941)8971 FAX06(6941)8992



@chosakai_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会刊行物

検索

